

加給年金額対象者に関する現況届の提出について

公立学校共済組合本部 年金部

加給年金額対象者に関する現況届とは

加給年金額対象者に関する現況届は、地方公務員等共済組合法施行規程等の規定に基づき、引き続き加給年金額を受ける権利があるかどうかを確認するため、加給年金額を受給されている方に提出していただくものです。

現況届の用紙は毎年1回、年金受給者の誕生月の前月下旬にお送りしますので、誕生月の末日までに提出してください。期限までに提出がない場合は、提出されるまでの間、加給年金額相当額の支給を保留することになります。

配偶者の公的年金受給調査について

配偶者が老齢(退職)を給付事由とする年金(厚生年金被保険者期間が20年以上かそれと同様とみなされるもの)の受給権を有している場合、または障害を給付事由とする年金を受給している場合、加給年金額の支給が停止されます。

配偶者がこれらに該当する場合には、現況届の提出後に加給年金額の支給を停止する手続きを行います。その結果、支給された年金のうち加給年金額相当額をさかのぼってお返しいただくことがあります。

提出にあたっては「配偶者の公的年金受給調査」の欄に記入漏れ等がないかご確認ください。

* 記入上の留意事項 *

◎記入について… 裏面の記入要領を参照の上、年金受給者本人が記入してください。

◎年金受給者本人が記入できない場合は… 代理人が記入してください。
「加給年金額対象者に関する現況届」裏面の代理人欄に必要事項を記入してください。

◎代理人の範囲とは… 年金受給者の家族(配偶者または子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹などの二親等以内の親族)

代理人が二親等以内の親族でない場合は、老人ホームや病院などの役職員、ホームヘルパー、成年後見人もしくは民生委員などの当該年金受給者の届出に係る事実を適正に申立てできる方。

加給年金額について

◎ 加給年金額とは

加給年金額は、厚生年金被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金(退職共済年金)受給者の方、障害等級が1級または2級の障害厚生年金(障害共済年金)受給者の方によって、生計を維持されている次の加給年金額対象者がいるとき、年金に加算されるものです。

【加給年金額対象者】

(1) 老齢厚生年金(退職共済年金)の受給者の方

受給権を取得した当時(昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた方は、満額支給が開始された当時)に、あなたによって生計を維持されていた次のいずれかに該当する方

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 障害等級が1級または2級に該当する障害状態にある20歳未満の子

(2) 障害厚生年金(障害共済年金)の受給者の方

あなたによって生計を維持されている65歳未満の配偶者

◎ 加給年金額の支給停止

加給年金額対象者である配偶者が老齢(退職)を給付事由とする年金(厚生年金被保険者期間が20年以上*かそれと同様とみなされるもの)の受給権を有している場合、または障害を給付事由とする年金を受給している場合、加給年金額の支給が停止されます。

※ 2以上の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有している場合で、全ての厚生年金被保険者期間を合算して20年以上となったときについても、支給が停止されます。

〔令和4年4月からの加給年金額支給停止規定の見直しについて〕

老齢厚生年金または障害厚生年金の受給者の加給年金額は、配偶者が厚生年金被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、配偶者の年金の支給状態にかかわらず支給が停止されます。

ただし、令和4年3月時点で、配偶者の老齢厚生年金等が全額支給停止され、受給者の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金額が支給されていた場合には、以下の(ア)～(ウ)のいずれかの要件に該当するまでの間、引き続き加給年金額の支給が継続されます。なお、(イ)または(ウ)に該当したときは届出が必要となります。

(ア) 受給者の老齢厚生年金(繰下げ加算額または経過的加算額を除く。)または障害厚生年金の全額が支給停止されることとなったとき

(イ) 配偶者が失業給付の受給を終了したことにより老齢厚生年金の全額支給停止が解除されたとき(令和4年3月分の老齢厚生年金が失業給付の受給により全額支給停止されていた場合に限る。)

(ウ) 配偶者が年金選択により他の年金の支給を受けることとなったとき

加給年金額対象者に関する現況届の記入要領

(記入例)

3

●配偶者の公的年金受給調査

加給年金額対象者である配偶者に公的年金制度の年金の受給権があるかどうかの調査です。「ア」、「イ」どちらかを○で囲んでください。

ア 受給権がない

提出時点でいずれの年金の受給権もない場合をいいます。

年金の支給開始年齢に到達していない場合も該当します。

イ 受給権がある・請求中

年金の支給が停止されている場合も含みます。

「イ」に該当する方は、以下の欄を記入してください。

《年金が決定されている場合》

年金制度名と基礎年金番号・年金コードを記入し、年金の種類と年金制度への加入状況は、該当する箇所を○で囲んでください。

《年金を請求中の場合》

年金制度名を記入し、該当する年金の種類を○で囲んで基礎年金番号・年金コードに「請求中」と記入してください。

年金制度名

- ①国家公務員共済組合 ②地方公務員共済組合
(地方職員共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合など) ③私立学校教職員共済 ④厚生年金保険 (JR 共済、日本たばこ共済、NTT 共済、農林漁業団体共済を含む) ⑤国民年金

41	年金証書記号番号
7	12345678

加給年金額対象者に関する現況届

提出期限

年 月 日

3	配偶者の公的年金受給調査 (提出時点)
ア	受給権がない
①	受給権がある・請求中
イに○の場合記入	年金制度名 厚生年金保険
	年金の種類 老齢・退職・障害
	基礎年金番号・年金コード 1234-567890-1150
	年金制度への加入状況 20年以上・20年未満
	本部処理欄

1	年金受給者の欄	住所 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話(03 - 5259 - 1122)
	フリガナ	オチャノミズ ヒロシ
	氏名	御茶ノ水 博
		昭和○年○月○日
2	加給年金額対象者の欄	続柄 氏名
	フリガナ	オチャノミズ ハナコ
	配偶者	御茶ノ水 花子
	生年月日	昭○.○.○
	フリガナ	
	生年月日	

上記の加給年金額対象者は、私と共に引き続き生計を維持していることを申し立てます。

1

●年金受給者の欄

あなたの住所、氏名を漢字で記入してください。

住所に変更がある場合は原則として、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住所が変更されるようになりましたので(変更手続きに約4~5月程度かかります。)、変更に関する記入は不要です(住所変更の届出は不要です。)

2

●加給年金額対象者の欄

加給年金額対象者(フリガナで印字されている方)と引き続き生計を共にされている場合は、氏名を漢字で記入してください。

なお、フリガナまたは生年月日に誤りがある場合は、**朱書き**で訂正してください。

生計を共にされなくなった場合は、氏名欄にその事由(死亡、離婚、別居など)を記入し、左表を参照して、必要書類を同封の上、提出してください。

障害厚生年金(障害共済年金)の受給者の方で、障害基礎年金に子に対する加算額が加算されている方へ

障害基礎年金において加算額の対象となっているお子様については、別途、お送りする「基礎年金受給権者生計維持確認届」において生計維持関係の申し立てをいただくことになりました。この現況届では、配偶者の方についてのみ申し立ててください。

下表の事由に該当する場合は、現況届提出の際、下表の添付書類を同封してください。

対象者	事由	同封していただく書類(原本)
加給年金額対象者	死亡	原則不要(※住民基本台帳ネットワークシステムにより確認できない場合は戸籍抄本)
	別居	申立書(任意の様式に別居理由・生計維持関係の有無を記入したもの)
	年間収入が850万円以上ある場合 (事業所得などの場合は所得金額が655万5千円以上)	所得証明書など年間収入が証明できる書類
	離婚または婚姻の取消(配偶者)	当該事実を証明する戸籍抄本等
	婚姻、養子縁組、養子縁組の解消(子)	当該事実を証明する戸籍抄本等
年金受給者	内縁解消	申立書(任意の様式に解消理由などを記入したもの)
	年金受給者が、加給年金額が加算された老齢厚生年金(公立共済の年金以外)の支給を受ける場合	加給年金額対象者等異動連絡票

今後、上表の事由が生じた場合、現況届の提出時期に関わらず、速やかに届出ください。

届出の際は、年金フォーラムまたは公立学校共済組合のホームページからダウンロードできる「加給年金額対象者等異動連絡票」をご利用ください。上表の事由についての届出が遅れますと、すでにお受け取りになられた加給年金額をさかのぼってお返しいただくことがあります。